

**地域包括支援センター一部会報告事項****報告事項**

千葉県委託 認知症の人と家族を支援するための専門職研修体系構築事業について

千葉県より事業委託の打診があった。

来年度の実態調査は聖徳大学 須田氏（高齢者虐待対応専門職チーム登録員）に実施にすることについて理事会で前回報告を行った。

県の担当者に確認したところ、現在声をかけているのは社会福祉士会のほかは主任ケアマネージャー協議会、看護師協会、今後理学療法士会もしくは作業療法士会に打診を行う予定とのことであった。

来年度の調査事業で 250 万円、研修プログラム試行に 250 万円程度の予算とのこと。

- ・千葉県精神保健福祉士協会や千葉県医療社会事業協会に打診をしたか確認したところ、行っていないとのことだった。県担当者は精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士も視野に入れたプログラム開発を行ってほしいとの要望があった。

千葉県委託障害者虐待防止対策研修会について

- ・千葉県より研修委託について打診あり。
- ・講師養成研修が 12/19～21 まで開催されるが、県より社会福祉士会に参加の打診があった為西沢さん、小倉が参加予定。
- ・11 月 14 日に岡本事務局長と小倉が担当者で打ち合わせに行く予定。

**相談事業部会報告事項**

平成 23 年度第 2 回「福祉のしごと就職フェア・in ちば」の相談コーナーについて

平成 23 年 10 月 15 日 午後 1 時～4 時 幕張メッセ国際会議場開催

出席者:小倉、西沢さん

相談者:15 名

- ・今回は資格取得ルートを確認される方が多かった。
- ・男女比も男性が多く、新卒よりも、社会人が多かった。

「習志野市福祉ふれあいまつり」について

開催日時:平成 23 年 11 月 5 日 午前 10 時～午後 4 時

会場:JR 津田沼駅南口 モリシアコート、津田沼公園

出席者:久保田さん、山本さん

→出席者からの報告は添付の通りです。

次回の部会は 11 月 26 日午前 10 時～社会福祉センターにて

## 業務報告

習志野福祉ふれあいまつり相談会

相談委員 山本誠一

平成23年11月5日(土) 10:00~16:00

JR津田沼 モリシア1階センターコート

今回は、午後よりの相談者が切れ目なくあり盛況でした。

特に成年後見の申立の仕方についての相談が多かったです。

また、装飾に社会福祉士会の旗を掲げ、事務局の方に掲示パネルを借りて「社会福祉士会の無料相談」であることを明確に表示したのがよかったと思います。

【相談人数】 7組 計8名

### 【相談内容】

#### ① 60~65才女性

Q. 社会福祉士とは？介護福祉士との違いは？

A. 国家資格です。

主に相談業務を行っています。

#### ② 50才代男性

Q. 習志野市、高齢者向けの緊急電話は、どこに申し込めばよいですか？

A. 家庭用電話に装置を取付け、消防署に繋がりに応答が無いと救急車が出るシステムがあります。

65才以上の高齢者で1人暮らし等一定条件があります。

詳細は習志野市高齢者対策課にお電話してみてください。

(習志野社協の方が一緒に説明してくれました)

#### ③ 40代後半男性

Q. 父親の後見をしようと思うが手順は？

後見人をご自身で検討中

[ 父(83)アルツハイマー ※要介護申請済み  
母(78)

A. 財産(家・土地)は、法律上の財産分与で行う。

千葉家庭裁判所に後見人を申立たい旨問い合わせる。

裁判所で申し込んで書類一式を受け取る。

申立の際、ご本人と息子さんと一緒に調査員と面談がある。

銀行等の引出し等は、後見人しかできなくなる。

年1回報告義務(財産が分かるよう通帳等コピー)→家裁へ

申し立てから審判され、確定されるまで2~3か月以上かかる

事務報告の内容

- ・ 10万を超えるものは、領収書の添付必要
- ・ 被後見人の財産を使ったら、領収証など詳細に管理する必要がある。
- ・ 身上の変化、問題点もその時に報告する。

④ 80代女性

Q. 15年来の友人が3月に脳外科に入院

頭に傷もないので病名は分からないが、「言っていないことを言った」と言われたり嫌な思いをしている。「寿会」という老人会に入っていて、そのスタッフは「我慢してあげて」と言うが私もいい加減我慢できなくなるし、娘さんに会ったらこの気持ちを話したいと思う。

A. (久保田さん⇒傾聴を行う)

⑤ 50代女性

Q 48才の弟(26才の時に脳梗塞を発症)

脳梗塞の後遺症か、おかしい言動があり精神科に受診中

- ・ 体の中に虫がいるとって体をかきむしる
- ・ 上司から悪口を言われているという被害妄想

神奈川に分譲マンションを保有、住民票は神奈川

会社は、今月末で終わる(仕事はしていなかった)

現在、母親の所にいるが、二人が四六時中一緒にいると、お互いストレスが溜まっているようで、どうしたらよいか？

A. 習志野市障害福祉課で日中過ごせるサービス事業所についての内容を問合せ、併せて利用に際し、自立支援医療や受給者証のことを確認するよう話す。

⑥ 50代女性

Q. 母76才:要介護5、グループホーム(看取りまで行うホーム)に入所中

自分は一人娘で、独身、母の後見をしたいと考えている。また、自分自身の時もある必要と思っている。

A. 申立て手続きのこと等を話し、不安な点を随時「ぱあとなあ」に相談して連絡して頂くようにチラシを渡す。

⑦ 60代夫婦

Q. 母アルツハイマー 特養に入所中

土地は、母名義 建物は自分が建てた。

息子夫婦で家屋を建てたが広すぎるので、土地、家を売却して新しく家を建てたい。

後見人をつけて、母の土地を処分してもらいたい。

自分(息子)が将来的に後見人になって母親の財産を管理していきたい。

A. 土地の名義変更や処分については司法書士などの他の専門職に相談してください。

後見人になったら、土地の処分は裁判所に申し立てることになる。

後見人になると本人になり変わっての財産管理なので勝手に土地・家を売れなくなる。

後見人になるといくら母の財産とはいえ、息子が自分勝手には使えなくなる。

後見人について誤った理解をしないように、相談ごとは「ぱあとなあ」でもしているとチラシを渡す。

一応、申し立ての手続きについても説明する。

【総 評】

成年後見の申立に関する相談が多くなってきており、世間でも成年後見制度の活用についての関心が高まっているように思えました。しかしながら、制度について誤った知識(特に親の財産処分をしたいので後見人になる等)をもった上での相談がいくつかあり、制度の正しい説明が求められました。相談員は、家族が後見人になるメリット・デメリットをしっかりと説明できないとならないと感じました。